

随意契約および比較見積省略理由書

本工事は、一級河川梅川において、令和5年7月19日に加納橋下流の右岸護岸の上部斜面が崩落したため、河道内に崩落した土砂を撤去する工事である。

崩落土砂は、河道内を阻害しており、出水期中のため緊急的に撤去しなければ、上流人家に浸水被害の恐れがある。

有限会社 石田建設は、当該箇所の直下流に位置する建設会社であり、現地に精通し緊急復旧の資機材の調達にも迅速に対応することが可能である。

直ちに発注の必要のある「特に急迫を要する緊急の工事」として、応急復旧工事を行うものである。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約を行うものである。それに伴い、財務規則運用第62条関係第2項第10号により比較見積を省略するものである。